

## 長田区広報掲示板設置補助要綱

昭和54年4月1日 長田区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、地域住民相互のコミュニケーションの増進に寄与するとともに、市・区行政の広報活動に役立てるため、区内の住民で組織する団体（以下「自治組織」という。）が行う掲示板の設置、修繕に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)自治組織 区内の一定地域において、共通の地域目標をもって活動する自治会、婦人会等の団体をいう。ただし、政治、宗教、営利活動等、特定目的のために結成されている住民運動団体等を除く。
- (2)設置 掲示板の製作、購入、取り付けをいう。
- (3)修繕 掲示板の老朽化及び破損等により行う板面の取り替えを主とする工事をいう。

### (補助要件)

第3条 区長は、次の各号に掲げる要件に適合する場合に、予算の範囲内において設置補助を行うことができる。

- (1) 自治組織が地域住民相互のコミュニケーションを増進し、各種行政情報を提供する等、自治組織自らが使用するために設置するものであること。
- (2) 自治組織が掲示板の設置場所を確保すること。
- (3) 自治組織が管理責任者を定めて、掲示板を良好に維持管理すること。
- (4) 市及び区から掲示を依頼するポスター、ちらし等を優先的に掲示すること。
- (5) 特定の政治活動、宗教活動、営利活動のためのポスター、ちらし等を掲示しないこと及び第三者にも掲示させないこと。

### (補助基準)

第4条 自治組織に対する広報掲示板の補助枚数は、原則として1自治組織あたり1枚とする。ただし、加入世帯40世帯以上、40世帯増すごとに各1枚を補助対象とする（世帯数を40で割り、端数が出た場合は切り上げ）。

- 2 補助の対象となる広報掲示板は、1自治組織あたり1年度につき3枚以内とする。
- 3 この要綱により補助金を受けた広報掲示板を建替え、修繕する場合は、過去5年間に当該補助を受けていないこととする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該年度に設置する広報掲示板1枚につきその設置、修繕に要する経費の3分の2に相当する額とし、予算の範囲内で定める。ただし、掲示板1枚につき上限を6万円とする。

### (交付申請)

第6条 自治組織の代表者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請する時は、予め次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 広報掲示板設置補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 広報掲示板設置場所図（様式第2号）
- (3) 設置費用見積書の写し、仕様書の写し

（交付の決定）

第7条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、広報掲示板設置補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第2号に掲げる承認を受けようとするときは、広報掲示板設置補助事業中止承認申請書（様式第4号）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を広報掲示板設置補助事業中止承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（報告書の提出）

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を補助事業の完了後、速やかに区長まで提出しなければならない。

- (1) 広報掲示板設置報告書兼検査調書（様式第6号）
- (2) 領収書の写しその他支払いを証する書類
- (3) 設置場所の写真

（交付額の確定）

第10条 区長は、前条の報告書の提出があったときは、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行い、広報掲示板設置補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、速やかに補助事業者に通知する。

- 2 区長は、前項により確定した補助金額が、交付決定金額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略できる。

- 3 補助金の交付額の確定後、区長は速やかに補助金を申請した団体に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、補助事業者が補助金規則第19条に定めのあるもののほか、広報掲示板を第三者に譲渡する等、掲示板としての目的を阻害したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を広報掲示板設置補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 区長は、第1項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（特例措置）

第12条 区長は、地域による特殊性等、特別な事情があると認めるときは、特例措置を講じるこ

とができるものとする。

附則

この細目は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この細目は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この細目は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。